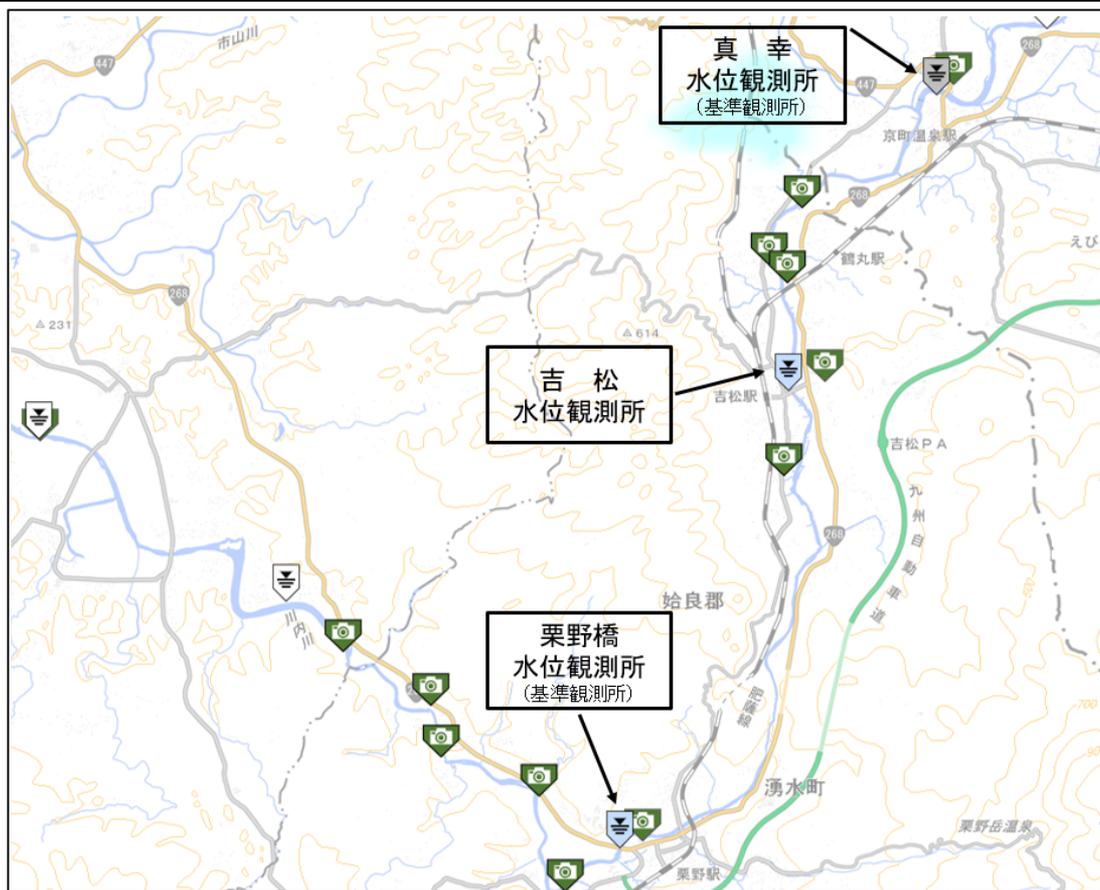


# 川内川の避難情報発令基準 (洪水予報河川)



川内川河川水位 (m) (洪水予報河川)

観測所	観測種別	川内川河川水位 (m) (洪水予報河川)							
		水待機水位	防機水位	団位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位	計画高水位
吉松	テレメーター	4.60	4.60	4.60	5.50	—	—		8.30
栗野橋	テレメーター	3.80	3.80	3.80	4.40	5.10	5.80	7.04	7.15

警戒レベル3「高齢者等避難」の発令基準

- 指定河川洪水予報により、川内川の「栗野橋」水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である「5.10m」に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合
- 指定河川洪水予報により、川内川の「栗野橋」水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
- 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合
- 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
- 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

- 警戒レベル3 高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対して発令される情報である。
- 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。

## 川内川河川水位 (m) (洪水予報河川)

観測所	観測種別	川内川河川水位 (m) (洪水予報河川)						
		水待機水位	防団水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位	計画高水位
吉松	テレメーター	4.60		5.50	—	—		8.30
栗野橋	テレメーター	3.80		4.40	5.10	5.80	7.04	7.15

## 警戒レベル4「避難指示」の発令基準

- 1 指定河川洪水予報により、川内川の「栗野橋」水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である「5.80m」に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合
- 2 川内川の「栗野橋」水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である「5.80m」に到達していないものの、氾濫する可能性のある水位である「7.04m」に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）
- 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合
- 4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
- 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

- ※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。  
 ※ 発令基準例5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。

- 警戒レベル4避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報である。
- 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。

川内川河川水位 (m) (洪水予報河川)

観測所	観測種別	川内川河川水位 (m) (洪水予報河川)					計画高水位
		水待機水位	防団水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
吉松	テレメーター	4.60		5.50	—	—	8.30
栗野橋	テレメーター	3.80		4.40	5.10	5.80	7.15

警戒レベル5「緊急安全確保」の発令基準

(災害が切迫)

- 川内川の「栗野橋」水位観測所の水位が、氾濫する可能性のある水位である「7.04m」に達した場合 (計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高 (又は背後地盤高) に到達している蓋然性が高い場合)
- 国管理河川の洪水の危険度分布 (水害リスクライン) で「氾濫している可能性 (黒)」になった場合
- 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 (支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。)

(災害発生を確認)

- 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (指定河川洪水予報の氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合)

※ 発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

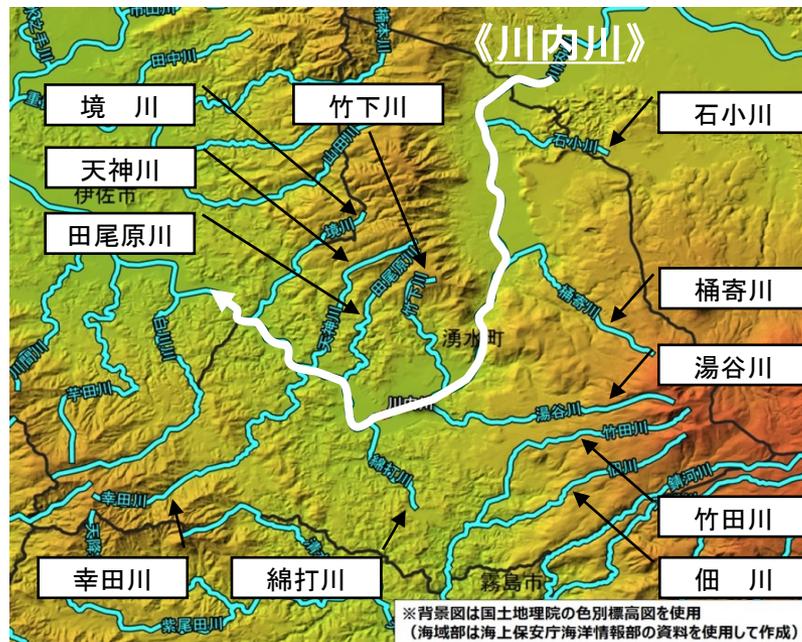
○ 警戒レベル5緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

# 中小河川避難情報発令基準 (その他河川等)

## 栗野地域支川

川内川左岸  
 湯谷川  
 綿打川  
 幸田川

川内川右岸  
 竹下川  
 田尾原川  
 天神川  
 境川



## 吉松地域支川

川内川左岸  
 石小川  
 桶寄川

支川でない河川  
 竹田川  
 佃川

市町村	基準河川	基準Ⅳ	基準Ⅲ	基準Ⅱ		基準Ⅰ		判断要素			既往最大事例	
		単 独	単 独	単 独	複 合	単 独	複 合	過去 12 時間	現在 時刻	6 時間 先	指数	日付
湧水町	川内川				27.8		25.0					
		大雨特別警報 (浸水害)	洪水警報基準 (大きく超過 内水氾濫)	洪水警報基準 (外水氾濫)	洪水警報基準 (湛水型の内水氾濫)	洪水注意報基準 (外水氾濫)	洪水注意報基準 (湛水型の内水氾濫)				平成5年台風13号	

## 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令基準

1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。

1 洪水警報の発表に加え、さらに下記の①又は②を参考に目安とする基準を設定して、当該河川流域の地区等に発令することが考えられる。

① 当該河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が整備された場合は、実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）

② 上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が200mm以上、又は時間雨量が50mm以上となる場合）

2 基準河川で、湛水型の内水氾濫を対象として定められた複合基準のうち「25.0」に到達した場合は、支川等に沿った低地部の地区等に発令することが考えられる。（※ 竹田川、佃川を除く。）

3 当該河川の堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合

4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

○ 警戒レベル3高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対して発令される情報である。

○ 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。

市町村	基準河川	基準Ⅳ	基準Ⅲ	基準Ⅱ		基準Ⅰ		判断要素			既往最大事例	
		単 独	単 独	単 独	複 合	単 独	複 合	過去 12 時間	現在 時刻	6 時間 先	指数	日付
湧水町	川内川				27.8		25.0					
		大雨特別警報 (浸水害)	洪水警報基準 (大きく超過 内水氾濫)	洪水警報基準 (外水氾濫)	洪水警報基準 (湛水型の内水氾濫)	洪水注意報基準 (外水氾濫)	洪水注意報基準 (湛水型の内水氾濫)				平成5年台風13号	

## 警戒レベル4「避難指示」の発令基準

1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。

- 洪水警報の発表に加え、さらに下記の①又は②を参考に目安とする基準を設定して、当該河川流域の地区等に発令することが考えられる。
  - 当該河川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が整備された場合は、実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）
  - 上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が300mm以上、又は時間雨量が80mm以上となる場合）
- 基準河川で、湛水型の内水氾濫を対象として定められた複合基準のうち「27.8」に到達した場合は、支川等に沿った低地部の地区等に発令することが考えられる。（※ 竹田川、佃川を除く。）
- 当該河川の堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
- 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

- 警戒レベル4避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報である。
- 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。

市町村	基準河川	基準Ⅳ	基準Ⅲ	基準Ⅱ		基準Ⅰ		判断要素			既往最大事例	
		単 独	単 独	単 独	複 合	単 独	複 合	過去 12 時間	現在 時刻	6 時間 先	指数	日付
湧水町	川内川				27.8		25.0					
		大雨特別警報 (浸水害)	洪水警報基準 (大さく超過 外水氾濫)	洪水警報基準 (外水氾濫)	洪水警報基準 (渾水型の内水氾濫)	洪水注意報基準 (外水氾濫)	洪水注意報基準 (渾水型の内水氾濫)				平成5年台風13号	

## 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令基準

(災害が切迫)

- 1 当該河川の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達した場合
- 2 当該河川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合  
(流域雨量指数が整備された場合は、実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合)
- 3 当該河川の堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
- 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合  
(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。)
- 5 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合  
(※ 警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと。)

(災害発生を確認)

- 6 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

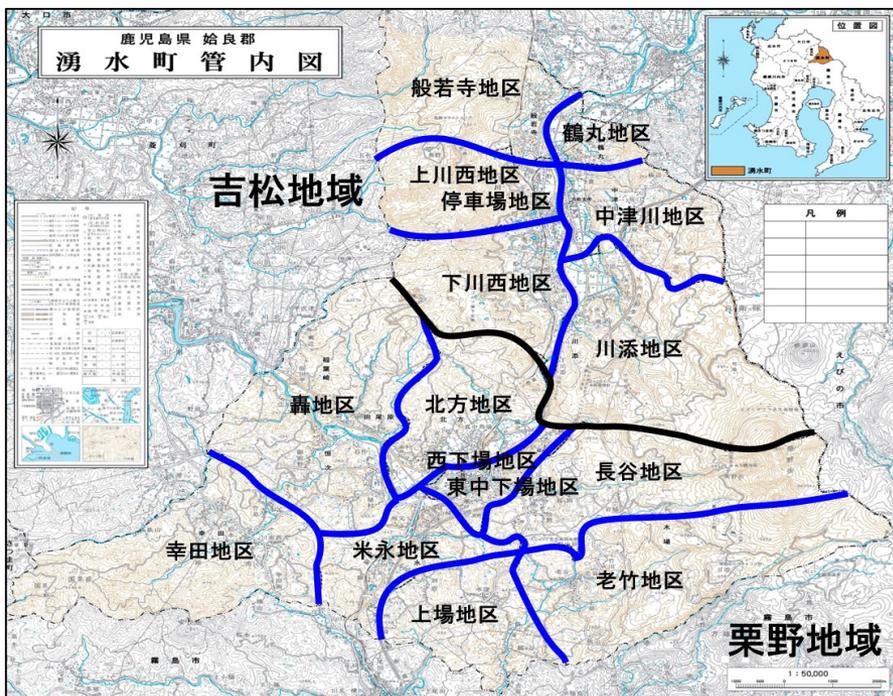
※ 発令基準例1～5を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例6の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。

具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

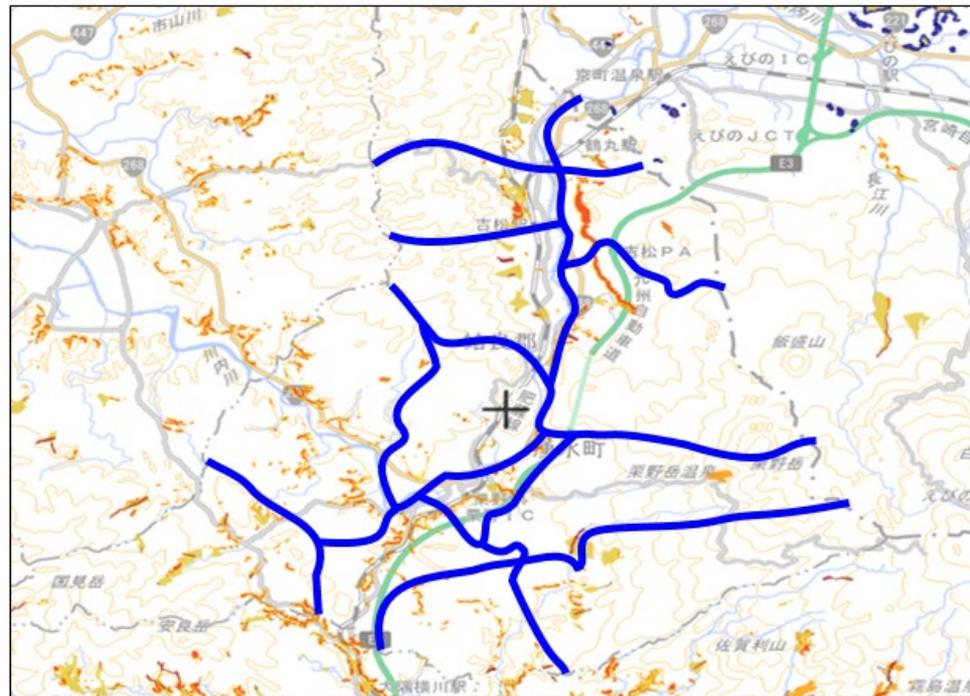
○ 警戒レベル5緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

# 土砂災害の避難情報発令基準

地区区分図



地区区分と土砂災害危険区域



地域区分	市町村等	警報等区分	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準	警報・注意報の内容
川薩 ・ 始良	湧水町	大雨警報	25	170	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがある場合
		大雨注意報	14	120	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがある場合

### 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令基準

1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。

- 1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合  
（※ 警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと。）
- 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。

注2 土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討してもよい。

- 警戒レベル3高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対して発令される情報である。
- 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。

市町村等	情報区分	情報の内容
湧水町	土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表

### 警戒レベル4「避難指示」の発令基準

1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。

- 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合  
（※ 警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと。）
- 2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合
- 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
- 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

※ 上記1～5以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。

- 警戒レベル4避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報である。
- 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。

大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km四方）毎に設定しています。基準値以上となる1kmメッシュが概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発表されます。大雨特別警報が発表されたときには、すでに何らかの災害が発生して避難が困難となっているおそれがありますので、大雨特別警報の発表を待つことなく、土砂災害警戒情報が発表された時点で速やかに避難を開始することが重要です。

## 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令基準

（災害が切迫）

- 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合  
（※ 警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと。）
- 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合

（災害発生を確認）

- 3 土砂災害の発生が確認された場合

※ 発令基準例1～2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

○ 警戒レベル5緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。